

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十第

行發日一月九年二十正大

論叢

間地稅の觀察點……………法學博士 神戸 正雄
 植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃
 共產の原理……………法學士 恒藤 恭
 私經營統計概論……………法學博士 財部 靜治
 海運けるに於る競争と獨占との分界……………法學士 小島昌太郎

時論

農村問題と其對策……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

シユワーへの法則……………經濟學士 岡崎 文規
 壹岐國に於ける地割制度……………農學士 奥田 彥

雜錄

百姓と町人……………法學士 本庄榮治郎
 獨逸けるに於る勞働立法の發達……………經濟學士 中丸 叶
 經濟學史上のヘッカリア……………經濟學士 小川福太郎

獨逸に於ける勞働立法の發達

中 丸 叶

一 舊獨逸の勞働立法

戰前に於ける獨逸の勞働法制を一貫せる精神は、企業者の優勢に對して勞働者を慈善的恩惠的に保護すると云ふ官僚的社會政策の思想であつて、此の思想は企業者と勞働者との利益の調和及其の對等なる人格を認めず、又勞働者に對しては政治的社會的方面は勿論、經濟的方面に

於ても其の積極的の參加協力を認めないものであつた。此の傾向は保險法制に於ても、勞働保護立法に於ても、又勞働協約運動に於ても之れを窺ふ事が出來たのである。

(一) 勞働保險 (Arbeiterversicherung) 舊獨逸の社會政策中最も人の注目に値するものは、一八八三年から一八八九年に至る短期間に、幾萬の勞働者の爲めに、各種の保險制度が創設せられたと云ふ事である。抑々獨逸は一八六七七年北獨逸聯邦の成立後空前の産業發展時代に入り、工業の急激な膨脹發達を見たが、其の反面に於ては、種々の弊竇相次いで生じ、勞働問題は茲に勃興し、社會民主黨は漸く跳梁跋扈するに至つた。茲に於てか、宰相ビスマルクは一方社會黨鎮壓法を制定して社會民主黨を撲滅せん事を計ると同時に、他方恩惠主義慈善主義の勞働政策を實行する事に依つて、社會主義の病源を消除せんと欲し、茲に大規模な強制勞働保險制度を案出したのであつた。¹⁾ 一八八一年ウキルヘルム老帝が議會に與へた彼の有名な詔勅こそは、正

しく此の國立勞働保險の開幕を爲すもので、一八八三年には先づ疾病保險法が公布せられ、翌年には災厄保險法が制定せられ、更に一八八九年には老廢保險法が議會を通過した。其の後是等の法律は數次の改正増補を経、一九一一年に至つて帝國保險法 (Reichsversicherungsgesetz) に依り統一整理せられて、茲に渾然たる一大勞働保險制度の確立を見るに至つたのである。乍併斯かる偉大なる新事業も畢竟ビスマルクが特に擡頭せんとする反帝國主義の思潮に對應せんが爲めに執つた所の恩惠的懷柔策の現はれに外ならないので、從て其の内容に種々缺點があつたばかりでなく、之れが實施の方面に於て、絶えず官僚的な支配と專制的な干渉とを加へ來り、特に被保險者即ち勞働者の之れに對する參與又は協力と云ふが如き事は殆んど之れを認めなかつた爲め折角の大事業も其の本來の價値を失墜した事が少なくなかつたのである。²⁾

(二) 勞働保護 (Arbeiterschutz) 從來専ら勞働保險を目標として居た所の獨逸の社會政策は一八九

1) H. Hernker-Die Arbeiterfrage, Zweiter Band. S. S. 95-105.

2) E. Francke-The New Spirit in German Labour Legislation (International Labour Review Vol. IV. No. I. p. 25)

○年代に入つては労働保護の事業に其の針路を向くるに至つた。是れ皇帝ウキルヘルム二世が從來兎角開却せられた社會的立法の振興に全力を注ぎ、特に労働者保護法(Arbeiterschutzgesetz)の完成を以て時代の使命とし、新しき意氣と遠大な抱負とを以て、歐洲文明の潮流に漕出でたるに職由するものと云はねばならぬ³⁾。抑々獨逸に於ける統一的労働者保護法は一八六九年の北獨逸聯邦の營業條例(Gewerbeordnung)を嚆矢とするもので、之れは一八五三年の普國工場法を繼承し、之を擴張し改正したものであるが、未だ其の實施及監督の點に付何等の規定をも設けなかつた爲め其の實績を擧ぐる事が出来なかつた。所が一八七八年に至り、一面法律の適用範圍を擴張し、又保護職工の範圍を擴大(女子にも及ぼす)すると共に、他面法律實施の爲に專任の工場監督官を置いたのであるが、當時ピスマークは所謂労働保護に對しては一般に同情的態度を執らず、労働保護法の制定は工業主の利益を害すると同時に、労働者にも不利益を齎す

ものであるとの考を懷き専ら労働保險に依つて社會改良の實を擧げんとすの計畫を持つて居た爲め、労働者保護立法の方面は依然として振はなかつたのである。然るに其の後一八九〇年に至り、ピスマーク政界を隱退しウキルヘルム二世帝位に即くや、茲に労働者保護法の上に一新紀元を劃する事となつた。即ち皇帝は同年二月詔書を下して労働者保護に關する國際會議の開設と労働者保護法の改正とを命じ、茲に獨逸政府の名を以て伯林に國際會議を開き、労働法規の普及と實施に關する問題を考究し、次いで、翌年六月一日には廣汎なる範圍に於て、營業條例を改正修補したのである⁴⁾。此の法律は其の後數次の改正を経て現行法となり、一九〇三年の幼者保護法(Kinderschutzgesetz)と相併んで帝國労働者保護法の中核を爲すに至つたのである。乍併是等の法規も其の内容に於て統一聯絡が缺けて居り、被傭者の種類に依つて非常に懸隔のある規定が設けられて居るばかりでなく、之れが施行に付ても戰前迄は労働者の參與と云ふ事を

3) A. Schäffle-Theorie und Politik der Arbeiterschutz S. 1.
 4) 單に工場のみならず、鑛山及石坑にも適用を及ぼし其の他危害豫防、衛生等に付て規定を設けた。
 5) 最低年齢を高めて十三歳とし(從來は十二歳) 幼少工に對する補修教育の義務を最長労働時間を幼年工(十四歳一十六歳)は十時間、女工は十一時間とし徹夜禁止し日労働を又十八歳未満の年少者を使用する場合には、風紀衛生に關する特別規定の適用を受くべきものとした。

認めず其の實施機關就中工場監督官の補助機關を労働者中より任用するに付ても非常の長日月を費したのである。

(三)労働協約 (Tarifvertrag) 戦前に於ける獨逸の社會政策が労働者の協力と云ふ事を認めなかつた事例は、彼の労働協約運動に就ても之を見る事が出来る。抑々労働協約主義の精神は凡ての労働者は經濟的労働條件に共通の利害關係を持つものであるから、之れが決定は一個人に一任すべきではない、宜しく團體的に協定すべきものであると云ふに在る。⁷⁾ 元來獨逸に於ける労働組合は久しく其の法律及行政に依つて大なる壓迫を蒙り、之れが爲所謂労働協約主義の發達を大に妨げ又國內の労働運動をして著しく政治的色彩を帯びしめたのである。既に一八九一年營業條例の改正に依つて産業上の團結に對する禁止事項及之れに關する罰則は廢止せられたが、未だ尙同條例第百五十三條の規定あるが爲め所謂團結權 (Kartellrecht) なるものは畢竟有名無實であつた。而も政府は其反面に於て雇主組合

に對しては種々の便宜を與へたので、所謂産業界の霸王等は脅迫又は工場閉鎖等の手段に依り、凡ゆる社會上の專制權を振舞ひ、労働協約主義てふ近代的精神に強く對抗し來つたのである。

然るに大戰の未だ終熄しない前に、早くも獨逸の社會政策には一の變化を來した。歐洲の風雲一度急を告ぐるや、帝國に於ける幾萬の労働者は干戈を執つて獻身的に祖國の爲めに奮闘したのであつて、之れが爲め労働者の社會的地位は大いに認められ、又彼等自身も之れに依つて、國家の有力な構成分子として共同生活の決定に參與すべきものなりとの自覺心を起したのである。斯くして労働者の團結も次第に其の制限を解かるゝに至り、今や労働組合は經濟生活社會生活に必要不可欠のものであり、其の職能は破壞的に非ずして建設的なる事が一般に認められ、茲に政府も軍閥も労働組合を重要視せざるを得ない事となり、彼の營業條例第百五十三條の規定も自ら廢止せらるゝに至つた¹⁰⁾ 其の後間

6) 一九〇五年十月十四日、一九〇七年一月七日、同年三月三十日、同年六月二十九日、一九〇八年十二月二十八日、一九一一年十二月二十七日、一九一八年三月二十二日、一九二一年六月十二日の各法律に依り改正増補せらる。
 7) H. Sinzheimer-Gewerbegericht, 10 Jahrg. Sp. 395.
 8) Gewerbeordnung s 152.
 9) 暴行、脅迫、誹謗又は同盟罷交の方法に依り共同運動に加入せしめ又は之より脱せしめんとした者を罰する旨の規定。

もなく労働組合と雇主側の大聯合團體との間にも平和裡に一の協定が成立し¹¹⁾、かくて總ての労働條件は爾後労働組合との圓滿なる協約に依つて定められる事となつたのである。此の所謂労働協約主義の認められた事は、即ち被僱者の地位が舊態を脱して企業者の地位と對等になつた事を示すものであり、其は亦正しく新労働法規發達の出發點をなしたものと觀る事が出来る。尙又戰時中施行された祖國奉仕義務法 (Hilfsdienstgesetz)¹²⁾ は六十歳未満の總ての男子に對して強制労働を課した反面に於て五十名以上の被僱者を有する經營には労働者委員會 (Arbeiterrat) (13) を設けしめ、之れに對して一定の權能を賦與した¹³⁾、是れ即ち彼の經營評議會なるもの、濫觴である。

斯くの如くにして労働者は最早國家の恩惠的な福利事業のみにては満足せず、自ら進んで個人的又は團體的に、政治上經濟上將た又社會上に於ける參與權を要求する事となり、輿論も亦漸次之を是認するに至つたのであつて、此の意

味に於て獨逸の労働立法には革命前から既に新しい精神、新しい思想が萌して居たと云ふ事が出来る。

二 新獨逸の労働立法

(一) 社會的の革命と新社會政策 一九一八年十一月九日の社會的の革命に於て労働黨の首領が新共和國の政權を掌握するや、彼等は先づ労働者より權利の平等を奪ふ所の種々の制限を撤廢した。更に十一月十二日の國民受任官 (Volksbeauftragten) の宣言は集會及結社の自由に對する制限を撤去し、軍需動員法に依る種々の負擔を免除し、又産業爭議の爲めに調停委員を設け、農業労働者及僕婢の利益に反する凡ての特別法を廢止し、工業労働者に對して八時間制を布き、其の他適當なる労働紹介制度を設け、失業救済方法を講じ、二十歳以上の總ての男女に對し平等、直接且無記名の普通選舉權を與へた¹⁴⁾。斯くの如く革命は從來の社會政策に根本的の改革を促したばかりでなく、労働法制の上にも一大飛躍を齎し、労働組織 (Arbeitsverfassung) の

10) 一九一八年五月二十二日法律 (R. G. Bl. S. 423) により廢止。

11) Vereinbarung zwischen den Arbeitgeberverbänden und den Gewerkschaften der Arbeitnehmer.

12) 一九一六年十二月五日命令。

13) 労働條件の決定に付労働者の提案、希望、不平等を取り上ぐる機關也。

14) 是等の宣言は其の後左の命令となつて現はれた。(イ) Verordnung über die Einstellung und Entlassung von Arbeitern und Angestellten, 12. Februar, 1920.

新形式を完成せしむるに至つた。即ち革命後發布せられた多くの勞働法規は、企業者の優勢に對する勞働者の恩惠的保護と云ふ舊來の思想よりも、寧ろ産業目的達成の爲めにする被働者の意識的協力と云ふ事を根本思想とし、勞働者も企業者と同じく生産の参加者、負擔者として經濟的社會的の方面に共同決定權(Mitbestimmungsrecht)を持つべきであるとの見地に立つものである。彼の經營評議會法の如きは其の代表的のものである。¹⁵⁾

彼の一九一九年三月二十三日に公布せられた社會化法(Sozialisierungsgesetz)は社會民主黨の勞働政策の大原則を定めたもので、正に今次の革命のマグナカルタとも稱すべきものである。¹⁶⁾ 其の第一條には次の如く云つて居る。

「總ての獨逸人は其の個人的自由を妨げられざる限り公共の福利の要求する所に從ひ其の精神的力量及肉體的力量を活用すべき道徳的義務を有す。

勞働力は最高の經濟財(höchstes wirtschaftliches Gut)として國家の特別の保護の下に立つ、凡ての獨逸人は經濟的勞働(wirtschaftliche Arbeit)に依りて其の生計を營むの可能を

與へらるべきものとす、適當なる勞働の機會(Arbeitsgelegenheit)を與へられざるものに對しては生計を保障す、詳細なる規定は特別なる國の法律に依り之を定む」

即ち其の内容は(1)勞働義務(2)勞働保護(3)勞働權(4)失職者生存保障の四より成つて居る。彼の新憲法第五百七條及第六十三條は社會化の規定を其の儘に入れたのである。

二新獨逸の勞働立法 新獨逸に於ける勞働法制の根本原理及目的は一九一八年九月十一日に公布せられた社會的憲法に最も明確に示されて居る。即ち「經濟生活」(das Wirtschaftlichen)なる條下(一一一條—一六五條)に次の如く規定して居る。

「經濟生活の秩序は各人をして人間相當の生活を營ましむるを目的とし正義の原則に適合することを要す、各人の經濟上の自由は此の限界内に於て保證せらる(一一一條)

勞働力は國の特別なる保護の下に立つ國は統一的の勞働法典を作る(一五七)

勞働條件及經濟條件の維持及改善の爲めにする結社(Verbindung)は何人に對しても又如何なる職業に對しても其の自由を保障す、此の自由を制限し又は妨害せんとする約定及處置は凡て無効且違法なるものとす(一五九)

(15) Verordnung betref. eine Vorläufige Landarbeitsordnung 20. Januar, 1919.
(16) Anordnung über die Regelung der Arbeitszeit gewerblicher Arbeiter 23 Nov. 1918. (二) Verordnung über Erwerbslosenfürsorge. 1. Nov. 1921.

社會政策時報、第十七號所載、獨逸國經營協議會制度參照。

15) 福田博士——社會政策と階級闘争317頁。

國は世界の全勞働階級をして最少限度の一般社會的權利(III Gemeines Mindestmass der sozialen Rechte)を確保する目的を以て勞働者の法律關係を國際的に協定する事に努む(一六二) 總ての獨逸人は其の精神的及肉體的の力を公共の福利に適する爲に活用すべき道德上の義務を負ふ、但し人身の自由を妨げず、總ての獨逸人民は其の經濟的活動に依り其の生活資料を求むる事を得べき機會を與へらるべし、適當なる勞働の機會を與へられざるものに對しては必要なる生活費を支給す、詳細は特別なる國の法律に依り之を定む(一六三)

斯くして正義の原則、勞働力の統一的保護、結社の自由及生存權の保障は茲に初めて、法律上の保證を得たのである。

(I)統一的勞働法典 獨逸にては前述の如く雇傭契約及勞働保護に關する規定は既に久しき以前より存立して居るが、而も是等のものは數十種 of 法律命令中に分散し、頗る錯綜を極め、其の間統一聯絡を失ふの状態にあつたのみならず、未だ新勞働立法の見地より綜合せられる事なく、其の内容にも不備の點が多々あつた。茲に於てか政府は一九一九年三月に帝國勞働省を設け、同年五月には省内に勞資兩階級の代表者

より成る勞働法規統一委員會を設置し、ジーファルト(Sieffarth)を委員長として、統一的勞働法典編纂の事業に着手し、次で時の勞働大臣バウエル(Bauer)は法典制定の趣旨を中外に聲明し、前記憲法にも右の方針を宣言し、之れを以て獨逸今後に於ける立法者の一大義務とした。今其の計畫の大體を觀るに、こは社會保險法及官吏法を除く一切の工業勞働法規は勿論、鑛業、農業、海運業、漁業等の産業勞働法規をも收容して、各種の産業、各種の從業者に共通な劃一的法規となさんとするもので、而も單なる在來諸法規の整理統一に非ずして、新社會の要求と時代精神とに順應して産業民主制を確立するに足る根本的改造を目標とするものである。現に委員會の起草した各種の法案、例之、勞働協約、家庭業務、自宅勞働、勞務審判所等に關する法案並に政府の起草した産業調停仲裁法案、職業法案等には今後實現せらるべき統一の點が考慮せられて居り、又雇主及勞働者の平等代表、兩者の協同と云ふ精神が明かに看取せられる。

(II) 經營評議會法 獨逸に於て革命後制定せられた諸多の勞働法規中最も注意すべきものは、一九二〇年二月四日の經營評議會法 (Betriebsratgesetz) である。其の根本精神は「勞働者は勞働者たると共に生産者である」(Der Arbeiter ist nicht nur Arbeiter, sondern auch Produzent) との思想に基き、彼等をして經營管理上に於ける決定權を獲得せしめ、企業者と同一條件の下に、均しく經營目的の遂行に參與せしめんとするものである。即ち此の制度は企業者と勞働者との利益の對立性 (Gegensätzlichkeit) を前提とする事なく、兩者の包括的なる協同性 (Gemeinschaftlichkeit) を基調とするもので、恐らくは現今世界の有する最も進歩した形の勞資協調制度と觀るべきであらう。

獨逸の經營評議會制度が、今後勞働法制史上に於て重要な地位を與へらるべき所以は、其が議會裁判所等と同じく、憲法上の一機關たる點に存する、即ち憲法第百六十五條は次の様な規定を設けて居る。

「勞働者及被傭者は企業者と同等の權利を以て共同して賃金及勞働條件の決定並に生産力の全經濟的發達に參與すべきものとす、雙方の團結及其の協定は承認せらる。

勞働者及被傭者は其の社會上及經濟上の利益を擁護する爲め經營、勞働者評議會 (Betriebsarbeiterräte) 地方勞働者評議會 (Bezirksarbeiterräte) 及全國勞働者評議會 (Reichsarbeiterrat) を以て其の法律上の代表機關とす」。

經營評議會法は右の法條に基いて發布せられたものである。而して其の趣旨とする所は、二十人以上の從業者を有する經營には、勞働者、被傭者の評議會を強制的に設置せしめ之れをして企業者に對し被傭者 (俸給被傭者及賃金勞働者) の共同の經濟的利益を擁護せしむると同時に、企業者を援助して經營目的を實現せしめんとするものである。(一) 即ち評議會は單に被傭者の共同利益を擁護する (die Wahrnehmung der wirtschaftlichen Interessen der Arbeitnehmer gegenüber) のみならず、經營目的實現の爲めに企業者を援助し (die Unterstützung der Arbeitgeber in der Erfüllung der Betriebszwecke) 當該事業最高の發達と生産上の

最大の効果をを得る事に努むべきものである(六六、一號)。

依是觀之、經營評議會は疲弊せる戦後の經濟生活を甦生するに最も有効な施設であると云ふべきである¹⁷⁾

從來企業者は其利益を代表する法令上の機關例之、商業會議所、工業會議所、手工業會議所、農業會議所の如きものを有して居たが、勞働者は之れに對する利益代表機關を有して居なかつたのである。然るに今や彼等は法律上保證せられた所の代表機關たる經營評議會を有するに至つたばかりでなく、憲法は又地方勞働者評議會及全國勞働者評議會を置くべき事を規定し、更に又一般經濟問題の處理に參與せしめ、社會化立法の實施に協力せしめる爲め雇主及被傭者双方の代表者より成る所の地方經濟評議會(Berichts-wirtschaftsräte)及全國經濟評議會(Reichswirtschaftsrat)を設くべき事を規定して居る。(一六五、三)右の中全國經濟評議會なるものは、議會に對して第二院とも云ふべき重要な憲法上の

地位を有して居るのであるが、之れは即ち勞働者評議會の組織を前提として成立する。此の意味に於て獨逸の勞働者は普通選舉に依る政治的參與權の外に本法に依つて別に經濟上及社會上の參與權を賦與せられたと云ふべきである。乍併以上の協議會制度中現に實施せられたものは最初の經營評議會のみで、全國經濟評議會に付ては臨時全國經濟評議會を設けて¹⁸⁾當分の間緊要なる經濟的任務の遂行に當らしめると同時に、評議會自體に關する法律の作成に協力せしめる事とした。

要之、經營評議會なるものは最も有意義な勞資協調制度であつて、其は一面雇主の發案權及管理權を阻害する事なくして最大の生産力を發揮せしめ得ると同時に、他面勞働者をして勞働の喜悅を味はしめ以て彼等をして産業經營に於ける眞の協力者たるの實を擧げしむるものである¹⁹⁾。此の意味に於て獨逸の評議會法は世界の勞働法制上に於て正しく一新機軸を出したものと云ふ事が出来る。

17) Arbeitsrecht und Arbeiterschutz 3Aufg. 1922. S. 13.
18) 一九二〇年五月四日命令 (Verordnung über den vorläufige Reichswirtschaftsrat) に依る。
19) E. Francke-Ibid.

(II) 保險法制 今や獨逸の社會的立法に萌しつゝある新精神は、保險法制の改良をも促さなければ已まぬ。現に憲法第二十一條も「健康及勞働能力を維持し產婦を保護し並に年齢、病弱及生活の變化に基く經濟上の結果を防護する爲め、總括的の保險制度を設くべく、其は被保險者をして之れに參與し又之れを支配する力を有せしむべき事」を明言して居る。現下獨逸の憂ふべき財政經濟狀態は之れが完全なる實行に相當の障礙を爲すを免れないが、其の改正に付いては少くとも現在各方面に分散して居る總ての保險を統一調和し、其の實施に付き官僚的空氣を一掃し、之れに對する官憲の支配を廢して、専ら自治主義に依り被保險者に大なる統制力を持たしむる事が其の中心目的となつて居る。

以上獨逸に於ける勞働立法發達の大要を述べたが、斯くの如く勞働法制が健實な發達を遂げ得たのは、畢竟良く組織せられた獨逸勞働者團體の不斷の努力と政府の理解ある助力とに因る

ものである。而も眞に社會改良の實を擧げんとせば、單に法規の宗備のみを以て満足するを得ない、實にフース氏の云ふ如く、一面統一完備せる有能な執行機關の活動と他面教養あり實力ある勞働者團體の協力に依つて、法規の圓滑なる運用と實施とを計らねばならぬ²⁰⁾ 新興の産業民主國たる獨逸が其の社會的法制中に含まるゝ思想を充分に開展し得るや否やは實に此の兩者を有効に利用し得るや否やに繫つて居るのである。(二二、七、一八稿)